

支出項目の区分（例）

区分	具体例
需用費 （消耗品費含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料費 ・光熱水費 ・飲料水、食料品、食材料費 ・ネッククーラー(ヒーター) ・熱中症対策ウォッチ ・スパイクタイヤ、スタットレスタイヤ ・カーテン、ブラインド ・衛生用品、医療用品 ・備品購入費の具体例のうち取得価格が10万円未満のもの
役務費	
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・食事提供の準備の委託費・外注費
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・有料道路通行料
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用スポットクーラー（ヒーター） ・ホットカーペット ・業務用加湿器 ・業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用） ・簡易トイレ ・ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池 ※全て取得価格が10万円以上のもの

（参考）消耗品・物品の定義（長野県財務規則等より）

消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・1回又は短期間の使用によつて消費される性質の物、使用により消耗又は損傷しやすく比較的短期間に再度の用に供し得なくなる物 ・1個又は1組の物品の取得価格が10万円以上のもので1年未満に消耗すると認められるもの、又は取得価格が10万円未満のもので原材料品に分類されないもの ・美術品類以外のガラス製品、陶磁器等の破損しやすい物品 ・工具類、運動用品類のうち短期間に消耗する物品
備品	<ul style="list-style-type: none"> ・その性質により又はその形状を変えることなく比較的長期間にわたつて使用に耐える物